ニ　従業者数
ホ　消費税の税込記入・税抜記入の別
ヘ　人件費及び人材派遣会社への支払額
ト　原材料、燃料及び電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費並びに転売した商品の仕入額
チ　有形固定資産
リ　製造品在庫額、半製品及び仕掛品の価額並びに原材料及び燃料の在庫額
ヌ　製造品出荷額、在庫額等
ル　品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額
ヲ　製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
ワ　主要原材料名
カ　工業用地及び工業用水
ヨ　作業工程

［２　略］

（報告の義務）

第八条　産業横断調査企業及び製造業事業所調査事業所が属する企業を代表する者又は製造業事業所調査事業所の管理責任者は、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項（以下「調査事項」という。）に係る情報（以下「調査事項情報」という。）についてそれぞれ報告しなければならない。

（調査の方法及び期間）

第九条　産業横断調査は、総務大臣及び経済産業大臣が調査票を産業横断調査企業ごとに送付し、回収することにより行う。製造業事業所調査は、総務大臣及び経済産業大臣が調査票を製造業事業所調査事業所が属する企業又は製造業事業所調査事業所ごとに送付し、回収することにより行う。

［削る］

２　前項の規定による調査は、調査日の属する年の五月十五日から六月三十日までの間において行う。

（期間の変更）

第十条　総務大臣及び経済産業大臣は、前条の規定により行う調査に関し天災その他避けることのできない事故のため同条第二項に規定する期間（以下この条において「調査の期間」という。）により難いときは、対象となる地域を指定して、調査の期間を変更することができる。

［２　略］

（立入検査等）

第十一条　調査の事務に従事する者は、法第十五条第一項の規定により、第七条第一項第一号又は第二号に規定する調査事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

２　総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により立入検査を行う者に対し、法第十五条第二項の証明書を交付する。

［２　同上］

（報告の義務）

第八条　甲調査企業及び乙調査企業を代表する者並びに乙調査事業所の管理責任者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項（以下「調査事項」という。）に係る情報（以下「調査事項情報」という。）についてそれぞれ報告しなければならない。ただし、総務大臣及び経済産業大臣が指定する企業（以下「本社一括乙調査企業」という。）に属する乙調査事業所にあっては、本社一括乙調査企業を代表する者が調査事項情報について一括して報告しなければならない。

（調査の方法及び期間）

第九条　甲調査は、総務大臣及び経済産業大臣が調査票を甲調査企業ごとに送付し、回収することにより行う。

２　乙調査は、総務大臣及び経済産業大臣が調査票を乙調査企業及び乙調査事業所ごとに送付し、回収することにより行う。ただし、本社一括乙調査企業に属する乙調査事業所にあっては、総務大臣及び経済産業大臣が当該乙調査事業所の属する本社一括乙調査企業ごとに調査票をまとめて送付し、回収することにより行う。

３　前二項の規定による調査は、調査日の属する年の五月十五日から六月三十日までの間において行う。

（期間の変更）

第十条　総務大臣及び経済産業大臣は、前条の規定により行う調査に関し天災その他避けることのできない事故のため同条第三項に規定する期間（以下この条において「調査の期間」という。）により難いときは、対象となる地域を指定して、調査の期間を変更することができる。

［２　同上］

［新設］